

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住宅管理システムファイル	
保有する行政機関の名称	安中市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり部建築住宅課	
個人情報ファイルの利用目的	市営住宅管理事務に利用	
記録項目	1 契約者氏名・住所・生年月日・電話番号・勤務先・勤務先電話番号・所得額、2 入居年月日、3 退去年月日、4 敷金、5 月額家賃、6 滞納金額、7 駐車場契約情報、8 口座情報、9 入居者氏名・生年月日・勤務先・所得額、10 連帯保証人氏名・住所・電話番号・勤務先・勤務先電話番号	
記録範囲	市営住宅入居者、退去者	
記録情報の収集方法	市営住宅の入居手続きにより	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含む ☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☒ 有（群馬県住宅供給公社） ☐ 無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）安中市 総務部 行政課 文書法規係	
	（所在地）〒379-0192 安中市安中一丁目23-13	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	☐ 有 ☒ 無	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	建築行政共用データベースシステムファイル
保有する行政機関の名称	安中市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	まちづくり部建築住宅課
個人情報ファイルの利用目的	建築基準法第18条第8項の規定による同法令の規定に係る処分の台帳整備及び保存
記録項目	1 申請年月日・番号、2 処分年月日・番号、3 申請者の氏名、4 建築主(築造主)の住所・氏名・電話番号、5 代理者の氏名・事務所名・所在地・電話番号、6 設計者の氏名・事務所名・所在地・電話番号、7 工事監理者の氏名・事務所名・所在地・電話番号、8 工事施工者の氏名・営業所名・所在地・電話番号、9 建築工事場所の地名地番、10 処分に係る書類の交付者氏名
記録範囲	「建築確認・中間検査・完了検査申請書等」の申請者、建築主、築造主、設計者、工事監理者、工事施工者、処分に係る書類の交付者
記録情報の収集方法	建築確認・中間検査・完了検査等の申請書による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない
記録情報の経常的提供先	☐ 有 ☒ 無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 安中市 総務部 行政課 文書法規係
	(所在地) 〒379-0192 安中市安中一丁目23-13
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	☐ 有 ☒ 無

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		